(ii)　受領締約国政府は、提供締約国政府から電子的手段により受領した送付済秘密情報の記録を保持する。この記録は、提供締約国政府が要請したときは、提供締約国政府に提供される。

2　両締約国政府の間で送付されている間の秘密情報の秘密保持に関する1に規定する義務は、受領締約国政府の権限のある当局の間で送付されている間の送付済秘密情報について準用する。

**第十二条**　秘密保持政策の変更

1　受領締約国政府は、要請を受けたときは、提供締約国政府に対し秘密保持政策の写しを提供する。

2　受領締約国政府は、この協定の下での送付済秘密情報の保護に悪影響を及ぼす関連する秘密保持政策のいかなる変更についても、提供締約国政府に対し書面により速やかに通知する。この場合には、両締約国政府は、この協定の可能な改正又は手続取決めの可能な修正につき協議する。その間、送付済秘密情報は、提供締約国政府が書面により別段の承認を行わない限り、引き続きこの協定に従って保護され、また、手続取決めに従って保護される。

**第十三条**　訪問手続

1　一方の締約国政府の個人が他方の締約国政府により保持されている秘密情報へアクセスすることを伴う訪問は、他方の締約国政府の事前の承認によってのみ行われる。当該訪問の承認は、必要な水準の秘密情報取扱資格を有する個人であって、公務の遂行のためにそのアクセスを必要とするものに対してのみ与えられる。

2　訪問の申請は、訪問を行う一方の締約国政府の関係する権限のある当局により、政府間の経路を通じて、他方の締約国政府の関係する権限のある当局に対して提出される。当該申請には、訪問を行う個人が必要な水準までの秘密情報取扱資格を保持することの証明を含める。

**第十四条**　秘密保持に係る職員による訪問

この協定に規定する義務の履行は、訪問する一方の締約国政府の国家秘密保持当局又は権限のある当局により指定される秘密保持に係る職員による訪問を通じて促進することができる。このため、当該秘密保持に係る職員は、それぞれの秘密保持制度が合理的な程度に同等のものとなることを達成するために、他方の締約国政府の秘密保持の手続について議論し、及びその実施を確認することを目的として、相互に合意する場所において、及び相互に満足する方法により、事前の協議の後に、他方の締約国政府を訪問することが許可される。他方の締約国政府は、送付済秘密情報が適切に保護されているか否かについて、訪問する秘密保持に係る職員が判断するに当たり支援する。

**第十五条**　送付済秘密情報の破壊

1　文書その他の媒体の形態をとる送付済秘密情報は、焼却、破砕、パルプ化又は文書その他の媒体に含まれる送付済秘密情報の全部若しくは一部の復元を防止する他の方法により、破壊される。

2　装備の形態をとり、又は装備に含まれる送付済秘密情報は、当該送付済秘密情報の全部又は一部の復元を防止するために、見分けがつかないまでに破壊される。

**第十六条**　送付済秘密情報の紛失又は漏せつ

1　提供締約国政府は、送付済秘密情報のあらゆる紛失又は漏せつ及び紛失又は漏せつの疑いについて直ちに通知され、受領締約国政府は、状況を特定するために調査を行う。

2　1に規定する調査の結果及び再発を防止するためにとられる措置に関する情報は、提供締約国政府に対して書面で提供される。

**第十七条**　手続取決め及び実施取決め

1　両締約国政府は、この協定に従属し、この協定を実施するための補足的な規定を定める手続取決めを作成する。

2　権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定に従属し、送付済秘密情報の取扱いに関する補足的な規定を定める実施取決めを相互に決定することができる。

**第十八条**　紛争及び協議

1　両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

2　この協定、手続取決め及び実施取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府間の協議によってのみ解決されるものとする。

3　両締約国政府の権限のある当局は、実施取決めの実施に関して生ずる紛争を、当該権限のある当局間の協議によって解決するものとする。

4　3の規定に従って紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、2の規定に従って解決されるものとする。

**第十九条**　効力発生、改正、有効期間及び終了

1　この協定は、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨の書面による通告を両締約国政府が外交上の経路を通じて受領した日に効力を生ずる。

2　この協定は、両締約国政府間の書面による合意により改正することができる。この協定の改正は、この協定の効力発生のための手続と同様の手続に従う。

3　この協定は、一年間効力を有し、次のａ又はｂに規定する場合を除き、その効力は、毎年自動的に延長される。

ａ　両締約国政府が別段の合意をする場合

ｂ　一方の締約国政府が他方の締約国政府に対して、書面によりこの協定の終了を希望する旨通告する場合。この場合には、この協定は、その通告が行われた日の後百八十日目に終了する。

4　この協定の終了の後においても、この協定に従って提供された全ての送付済秘密情報は、引き続きこの協定に従って保護される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十二年五月十七日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　玄葉光一郎
オーストラリア政府のために
　ボブ・カー

## ○文部科学省告示第三十八号

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第十一条の規定に基づき、平成二十五年度において使用される小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校用教科書の定価を、平成二十五年三月十三日付けで、次のとおり認可した。

平成二十五年三月二十五日

文部科学大臣　下村　博文

小学校用

| 発行者の略称 | 教科書の記号・番号 | 書名 | 定価（円） |
|---|---|---|---|
| 国語　2　東書 | 国語 101 | あたらしい　こくご　一上 | 305 |
| | 国語 102 | あたらしい　こくご　一下 | 377 |
| | 国語 201 | 新しい国語　二上 | 383 |
| | 国語 202 | 新しい国語　二下 | 405 |
| | 国語 301 | 新しい国語　三上 | 384 |
| | 国語 302 | 新しい国語　三下 | 404 |
| | 国語 401 | 新しい国語　四上 | 290 |
| | 国語 402 | 新しい国語　四下 | 339 |